神戸理化學工業株式会社 焼却炉 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

産業廃棄物処理施設の全てに共通する維持管理の技術上の基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第十二条の六

発 集	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第十二条の六			
_	受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施	受け入れる産業廃棄物は社内で発生する洗浄排水		
	設の処理能力に見合った適正なものとなるよ	のみであり、焼却処理前の分別・確認により当該施		
	う、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物	設の処理能力に見合った適正なものであることを		
	の性状の分析又は計量を行うこと。	確認します。		
=	施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処	施設への廃棄物投入は、当該施設に設置の流量計に		
	理能力を超えないようにすること。	より実施し、焼却設備の処理能力を超えないように		
		します。		
Ξ	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事	産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が		
	態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止	生じたときは、速やかに施設の運転を停止し、非常		
	し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活	編成組織を編成し、速やかに流出した産業廃棄物の		
	環境の保全上必要な措置を講ずること。	回収その他生活環境の保全上必要な措置を講じま		
		す。		
四	施設の正常な機能を維持するため、定期的に	施設の正常な機能を維持するため、定期点検及び日		
	施設の点検及び機能検査を行うこと。	常点検を実施すると共に、年2回の煤煙測定を実施		
		します。		
五	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散	受け入れる産業廃棄物は社内で発生する洗浄排水		
	を防止するために必要な措置を講ずること。	のみであり、廃液はタンク及びコンテナに貯留しておくこ		
		とで飛散、流出及び悪臭の発散を防止します。		
六	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔	洗浄排水はピットに集約し、およそ 2m3 毎にタンク及び		
	を保持すること。	コンテナに移送し密閉することで害虫の発生を防止し		
		ます。ピットは年2回清掃し清潔に努めます。		
七	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境		
	環境を損なわないように必要な措置を講ずる	を損なわないよう、点検、補修により機器の状態を		
	こと。	適正に維持するよう努めます。		
八	施設から排水を放流する場合は、その水質を	正常な運転状態の焼却施設から排水の発生はあり		
	生活環境保全上の支障が生じないものとする	ません。		
	とともに、定期的に放流水の水質検査を行う			
	こと。			
九	施設の維持管理に関する点検、検査その他の	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の		
	措置(法第二十一条の二第一項に規定する応	記録を作成し、3年間保存します。		
	急の措置を含む。)の記録を作成し、三年間保			
	存すること。			

焼却施設の維持管理の技術上の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第四条の五第一項第二号

П	燃焼室へのごみの投入は外気と遮断した状態	廃液はポンプにより移送されスプレイヤーで定量ずつ連
	で、定量ずつ連続的に行うこと。	続的に燃焼室へ噴霧し投入します。
/\	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上	燃焼室燃焼ガスの温度を摂氏八百度より下がらない
	に保つこと。	ように制御します。
=		受け入れる産業廃棄物は洗浄排水のみであり、廃液
	焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になる ように焼却すること。	をスプレイヤーで霧状に熱分解炉内に投入するため焼却
	よりに放却すること。	灰の熱しやく減量は十パーセント以下とします。
木	運転を開始する場合には、助燃装置を作動さ	 運転開始時には助燃バーナー装置により炉温を速やか
	せる等により、炉温を速やかに上昇させるこ	に上昇させます。
	٤.	に工弁でせるす。
^	運転を停止する場合には、助燃装置を作動さ	焼却炉運転中は助燃パーナー装置も連続運転してお
	せる等により、炉温を恒温に保ち、ごみを燃	り、停止時には廃液の投入から順次停止させること
	焼し尽くすこと。	により、炉内を恒温に保ち燃焼し尽くします。
٢	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、	温度計を設置し、燃焼室中の燃焼がス温度を連続的
	かつ、記録すること。	に測定し、かつ、記録します。
チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむ	
	ね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、	 燃焼ガスは水冷式熱交換器に通気し、速やかにおお
	集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおお	むね摂氏二百度以下まで冷却します。
	むね摂氏二百度以下に冷却できる場合は、こ	1016IXKI—11次以下 6 (7)如 0 6 7 6
	の限りではない。	
IJ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただ	
	し書きの場合にあつては、集じん器内で冷却	温度計を設置し、集じん器入口の燃焼ガス温度を連
	された燃焼がスの温度)を連続的に測定し、か	続的に測定し、かつ、記録します。
	つ、記録すること。	
ヌ	冷却設備及び排がス処理設備にたい積したば	水冷式熱交換器にたい積したばいじんは、定期的に
	いじんを除去すること。	除去し焼却灰として処分委託します。
ル	煙突から排出される排がス中の一酸化炭素の	燃焼空気量及び二次空気量を調節して、煙突から排
	濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼	出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下
	却すること。	(酸素濃度 12%換算値の 4 時間平均値) となるよう
		に燃焼制御を行います。
ヲ	煙突から排出される排がス中の一酸化炭素の	一酸化炭素濃度計を設置し、煙突から排出される排
	濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、
		記録します。

ワ	煙突から排出される排が ス中のが イオシン類の濃度が、が イオシン類特別措置法施行規則附則別表第二の上欄に揚げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。	ダイオキシン類の排出濃度は 10ng-TEQ/m³N 以下とします。
カ	煙突から排出される排がス中のが イオシ 類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度 (硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る)を六月に一回以上 測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排が ス中の が イオシン類の濃度を 毎年一回、ばい煙又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ば いじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限 る)を六月に一回測定し、かつ、記録します。
П	排が スによる生活環境上の支障が生じないようにすること。	以下の装置からなる排が ス処理装置により、排出されるが ス中の有害成分濃度を以下の通りとします。 ・水冷式熱交換器 + マルチサイクロン式集じん器 ばいじん: 150mg/m³N (乾が ス 0₂12%換算)以下 塩化水素: 700mg/m³N (乾が ス 0₂12%換算)以下 硫黄酸化物: 700ppm 以下 窒素酸化物: 250ppm 以下 ダイオキシン類: 10ng-TEQ/m³N
レ	ばいじんを焼却灰と分離して排出し貯留すること。	集じん器で捕集したばいじんは定期的に分離して 排出し貯留します。
フ	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化器その他の消火設備を備 えること。	消防法による消火設備を設けます。 万が一、火災が発生した場合は、運転員が状況を確 認し、施設の緊急停止を行います。